

吸収合併に関する事後開示書面

2026 年 7 月 1 日

株式会社インフォネット

2026 年 7 月 1 日

東京都港区新橋四丁目 2 1 番 3 号

新橋東急ビル 7 階

株式会社インフォネット

代表取締役社長 東間 大

吸収合併に関する事後開示書面

株式会社インフォネット（以下「当社」といいます。）及び当社の完全子会社である株式会社撮影ティブ（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、吸収合併消滅会社の権利義務の一切を当社に承継させる吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関して会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条により開示すべき事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約が効力を生じた日

2026 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 株主の差止請求

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、本合併に関して、差止請求はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であったため、本合併に関して反対株主の買取請求はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申立

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条の規定に基づき、2026 年 5 月 19 日付で官報公告、2026 年 5 月 22 日付で電子公告の方法により、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 株主の差止請求

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第 797 条第 4 項に基づく公告を行いました。株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議申立

当社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2026 年 5 月 19 日付で官報公告、2026 年 5 月 22 日付で電子公告の方法により、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社から資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおり。

6. 会社法第 921 条の変更の登記（合併登記）をした日

本合併の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項)
(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

2026年5月21日

株式会社インフォネット
株式会社撮影ティブ

2026年5月21日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都港区新橋四丁目 2 1 番 3 号
新橋東急ビル 7 階
株式会社インフォネット
代表取締役社長 古宿 智

東京都港区新橋四丁目 2 1 番 3 号
新橋東急ビル 7 階
株式会社撮影ティブ
代表取締役社長 堤 康允

株式会社インフォネット（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）は2026年4月14日開催の取締役会において、株式会社撮影ティブ（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は2026年3月31日開催の取締役会において、2026年7月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを承認し、吸収合併契約を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙に記載のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は完全親子関係にあることから、本合併に際し、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

（1）最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）によりご覧いただけます。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙をご参照下さい。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みはありと判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

合併契約書

株式会社インフォネット（以下、「甲」という。）、株式会社撮影ティブ（以下、「乙」という。）は、甲が乙を合併して存続し、乙が解散する吸収合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（存続会社と消滅会社）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併後存続する会社、乙を吸収合併により消滅する会社として吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

（合併承認）

第2条 甲および乙は、本合併に関して下記各号を相互に確認する。

- ①甲は、2026年6月29日に定時株主総会を開催し、本契約書の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。
- ②乙は、略式合併の要件を満たすこと。

（商号および住所）

第3条 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

（商号）株式会社インフォネット

（住所）東京都港区新橋四丁目21番3号新橋東急ビル7階

（2）吸収合併消滅会社

（商号）株式会社撮影ティブ

（住所）東京都港区新橋四丁目21番3号新橋東急ビル7階

（合併対価に関する事項）

第4条 甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際し、乙の株主に対価を交付しない。

（資本金および準備金の額）

第5条 甲は、本合併により、資本金の額および資本準備金の額を増加しない。

（効力発生日）

第6条 本合併が効力を生ずる日を2026年7月1日（以下「効力発生日」という。）とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲および乙の合意により、これを変更することができる。

(引継ぎ)

第7条 甲は、乙の2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において引き継ぐ。

2 乙は、甲に対し、2026年3月31日から効力発生日に至るまでの間の資産、負債および権利義務の変更について、その内容を別途計算書を作成する等の方法により明示するものとする。

(従業員)

第8条 甲は、吸収合併がその効力を生ずる日における乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。その他の取り扱いについては、甲および乙が別途協議のうえ決定する。

(会社財産の善管注意義務)

第9条 甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意義務をもって、それぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産または権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲および乙で協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲および乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約に定めない事項)

第11条 本契約に定めた事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

上記契約の成立を証するため、記名押印に代えて電子署名を行う当事者は、当該電子署名がなされた本契約の電磁的記録を保有するものとする。

2026年4月14日

(甲) 東京都港区新橋四丁目21番3号新橋東急ビル7階
株式会社インフォネット
代表取締役社長 古宿 智



(乙) 東京都港区新橋四丁目21番3号新橋東急ビル7階
株式会社撮影ティブ
代表取締役社長 堤 康允



※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※

第 4 期

自 令和 6 年 9 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

株式会社撮影ティブ

貸 借 対 照 表

株式会社撮影ティフ

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位 : 円)

資 産 の 部

【 流 動 資 産 】

普 通 預 金	11,201,152
売 掛 金	13,036,917
仕 掛 品	31,418
流 動 資 産 合 計	

24,269,487

【 固 定 資 産 】

【 有 形 固 定 資 産 】

工 具 器 具 備 品	465,800
減 価 償 却 累 計 額	△ 337,235
有 形 固 定 資 産 合 計	128,565

【 投 資 そ の 他 資 産 】

繰 延 税 金 資 産	174,126
投 資 そ の 他 資 産 合 計	174,126

固 定 資 産 合 計 302,691

資 産 合 計 24,572,178

負 債 の 部

【 流 動 負 債 】

買 掛 金	1,664,500
短 期 借 入 金	7,000,000
未 払 金	2,315,676
預 り 金	257,394
未 払 法 人 税 等	1,995,800
仮 受 金	495,000
未 払 消 費 税 等	2,120,600
流 動 負 債 合 計	

15,848,970

負 債 合 計 15,848,970

純 資 産 の 部

【 株 主 資 本 】

【 資 本 金 】

2,000,000

【 利 益 剰 余 金 】

【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】

繰 越 利 益 剰 余 金	6, 723, 208	
そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	6, 723, 208	
利 益 剰 余 金 合 計		6, 723, 208
株 主 資 本 合 計		8, 723, 208
純 資 産 合 計		8, 723, 208
負 債 ・ 純 資 産 合 計		24, 572, 178

損 益 計 算 書

株式会社撮影ティフ

自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

(単位 : 円)

【 売 上 高 】			41,757,969
【 売 上 原 価 】			
当 期 製 品 製 造 原 価	23,776,835		
合 計	23,776,835	23,776,835	
売 上 総 利 益			17,981,134
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】			
役 員 報 酬	4,070,000		
給 与 手 当	1,078,000		
法 定 福 利 費	608,331		
福 利 厚 生 費	68,629		
旅 費 交 通 費	742,442		
通 信 費	148,539		
交 際 接 待 費	46,000		
会 議 費	302,336		
租 税 公 課	100,800		
支 払 手 数 料	390,612		
管 理 諸 費	1,931,100		
地 代 家 賃	1,400,000		
修 繕 維 持 費	12,863		
事 務 用 消 耗 品 費	55,881		
減 価 償 却 費	15,985	10,971,518	
営 業 利 益			7,009,616
【 営 業 外 収 益 】			
受 取 利 息	3,403		
雑 収 入	424	3,827	
経 常 利 益			7,013,443
税 引 前 当 期 純 利 益			7,013,443
法 人 税 等		1,996,320	
法 人 税 等 調 整 額		△ 174,126	
当 期 純 利 益			5,191,249

販売費及び一般管理費明細書

株式会社撮影ティブ

自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

(単位 : 円)

役員報酬	4,070,000
給与手当	1,078,000
法定福利費	608,331
厚生交通費	68,629
旅費	742,442
通信費	148,539
交際接待費	46,000
会議費	302,336
租税公課	100,800
支払手数料	390,612
管理諸費	1,931,100
地代賃	1,400,000
修繕維持費	12,863
事務用品費	55,881
減価償却費	15,985
合 計	

10,971,518

株主資本等変動計算書

株式会社撮影ティブ

自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

(単位 : 円)

【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	2,000,000
【利益剰余金】		
【その他利益剰余金】		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,531,959
	当期変動額 当期純利益	5,191,249
	当期末残高	6,723,208
利益剰余金合計	当期首残高	1,531,959
	当期変動額	5,191,249
	当期末残高	6,723,208
株主資本合計	当期首残高	3,531,959
	当期変動額	5,191,249
	当期末残高	8,723,208
純資産合計	当期首残高	3,531,959
	当期変動額	5,191,249
	当期末残高	8,723,208

注 記 表

株式会社撮影ティブ

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価方法及び評価方法

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法と同一の耐用年数を適用し、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法

(2) 無形固定資産

法人税法の規定による定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済み株式の数

200 株